

井高野中学校 学校安心ルール

～ 「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』と『学校等が行う措置』の一覧表 ～

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他学校・社会のルールとして	学校が行う措置	学校が行う措置に對して從わなかつた場合は、レベルを上げて（数段上げることも検討）対応する。
レベルI	・学校（授業）が怠学傾向になる。 ・授業遅刻	・嫌がることを言う。 ・言葉やしぐさでからかう、冷やかす。 ・無視する ・物を勝手に使う。 ・物を隠す。	・教師の話を聞いて指導に従うことができずに勝手な行動をする。	・故意で物を壊す。 ・教室や学校の物を勝手に使う ・校則違反をする	・その場で注意・やり直し ・別室における個別指導及び家庭連絡 ・奉仕活動または学習課題	
II	・授業に関係ない話をする。関係ないことをする。音をたてる。他の子をからかうなど授業の進行に影響させたり、他の生徒の理解を妨げる。 ・授業をさぼり、校内外でたむろする	・仲間外れにする。 ・悪口、陰口をいう。（SNS等を含む） ・怖がるようなことをしたり、言ったりする。 ・物を壊す。	・暴言、脅し、無視をして指導を聞かない、からかうなど反抗的な態度をとる。	・夜10時以降に家から出歩き徘徊する（「大阪府青少年健全育成条例」による） ・器物損壊 ・繰り返し校則違反をする	・別室における複数の教職員による個別指導及び家庭連絡 ・数日間の奉仕活動または学習課題	
III	・授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど深刻な状態で授業が成立しない状態にする。	・脅すようなことをしたり言ったりする。 ・嫌がることを無理やりさせる、力強くでする。 ・一方的に押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう。	・対教師暴力をする。	・大規模な器物損壊及び器物損壊を繰り返す。 ・掛け金が多額であったりメンバーを強要したりするなどの悪質な賭け事 ・性に関する加害行為 ・万引き・飲酒・喫煙 ・無免許運転 ・危険物（刃物等）の所持 ・違法薬物の所持・使用・販売行為 ・薬物の乱用 ・窃盗行為・痴漢行為 ・放火・強制わいせつ ・強盗	・別室における個別指導及び学習指導 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導 ・関係機関（警察、サポートセンター、子ども相談センターなど）と連携指導 ・他校区への転校、または転居 ※対教師暴力、器物損壊等に対しては被害届を出す。	
IV			・対教師暴力でけがを負わせる。		・教育委員会が出席停止措置を行い、個別指導教室で指導 ・関係機関（警察、サポートセンター、子ども相談センターなど）と連指導	
V		・極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為	・極めて重い暴力・傷害行為		・警察、子ども相談センター、児童自立支援施設等における対応	

\*このルールを適用しなくてもいいように未然防止の観点で指導することが、生活指導であり、全教職員で行う。また、同じ問題行動が起きないように、全体への喚起を促す指導も必要である。